

いわてまち 男女共同参画プラン

あなたとわたし 共に育む





計画の策定にあたり(町長)

「あなたとわたし 共に育む」

近年、少子高齢化の進行や家庭環境の変化、価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきております。

そのような中、変化に対応していくために、男女が社会の対等な構成員としてお互いを尊重し、共に育んでいくことができる「男女共同参画社会」を目指すことが求められています。

そのため、国では平成 11 年に男女共同参画社会基本法を制定し、お互いの人権の尊重と、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けました。

岩手町におきましても「男女が共に意見を尊重し、共に支え合い、共に生き生きと暮らせるまちづくり」のため、その基本的な考え方となる「岩手町男女共同参画プラン」を策定いたしました。

このプランをもとに、町民の皆さまや事業者の方々とともに、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでいきたいと考えております。皆さまの一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

終わりに、このプラン策定にあたりまして、貴重なご意見やご指導をいただきました男女共同参画プラン策定会議及び策定委員会の委員の方々、そして意識調査にご協力いただきました町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

岩手町長 民部田 歳夫

目 次

第1章 男女共同参画社会をめぐる動き

1 男女共同参画社会とはどのようなものか	3
2 今、なぜ男女共同参画社会の実現が求められているのか	3
3 世界・国・県・町の動き	4
(1) 世界の動き	4
(2) 日本の動き	4
(3) 岩手県の動き	5
(4) 岩手町の動き	5

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	6
2 基本目標	6
3 計画の性格	6
4 計画の期間	6
5 体系図	7

第3章 基本目標

基本目標1 <人権の尊重>	
<u>共に、思いやり、認め合う社会をつくろう</u>	8
基本目標2 <家庭での推進>	
<u>共に、協力し合い、明るい家庭をつくろう</u>	10
基本目標3 <地域での推進>	
<u>共に、暮らしやすい地域をつくろう</u>	12
基本目標4 <労働の場での推進>	
<u>共に、働きやすい職場をつくろう</u>	14
基本目標5 <政策方針決定の場での推進>	
<u>共に、自分の能力を発揮できる環境をつくろう</u>	16

第4章 プランの推進

1 推進体制	18
2 目標値一覧	19

参考資料

男女共同参画プラン策定会議設置要綱	21
男女共同参画プラン検討委員会設置要綱	22
男女共同参画プラン策定会議委員名簿	23
男女共同参画プラン検討委員会委員名簿	24
男女共同参画社会基本法	25
岩手県男女共同参画推進条例	30
住民意識調査の結果（アンケート調査）	34

第1章 男女共同参画社会をめぐる動き

1 男女共同参画社会とはどのようなものか

- 男女共同参画社会とは、男性であることや女性であることに関わらず、「人」として、対等に暮らしていける社会のことです。そこでは、男女が共に認め合い、責任を分かち合いながら協力し合う気持ちを育てていくことが大切です。

「男だから」とか「女だから」といった性別の違いによって縛られないこと、「自分らしさ」を見つけ「自分」を育てながら他者と違う生き方をしている人を認めることが大切です。

- また、「参加」ではなく「参画」という言葉には、「仲間に加わる」だけでなく、物事の決定に至るまでの相談や議論の場に加わり、「女性も男性も主体的かつ平等に意思決定のできる社会をつくり出そう」という思いが込められています。

- このように、男女共同参画社会は、男女が共に社会に参画し、責任を担う男女のパートナーシップを確立して初めて実現するのです。

2 今、なぜ男女共同参画社会の実現が求められているのか

- 少子・高齢化の進行や核家族化が著しく進み、経済活動の変化、人々の価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化する中であって、社会の様々な分野に対応するために、女性の果たす役割は、ますます必要性、重要性を増してきています。

- 住民の日常的な行動の中での男女共同参画社会を実現するために、地域の風土や伝統・文化、地元の慣習、住民意識などをあらためて見直し、男性も女性も共に、よりよいまちづくりを目指します。



3 世界・国・県・町の動き

(1) 世界の動き

- 世界における男女共同参画社会形成への動きは、昭和50年（1975年）の「国際婦人年」を契機に、女性の地位向上に関する取り組みから始まっています。
- 昭和51年から昭和60年までを「国連婦人の10年」と定めて「世界行動計画」を採択し、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動が本格的に始まりました。
- 昭和60年（1985年）には、平成12年（2000年）に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。
- 平成7年（1995年）、北京で開催された第4回世界女性会議では、男女平等を基礎とした女性の地位向上に向けた具体的な行動指針として「行動綱領」が採択されました。
ここでは西暦2000年に向けて優先的に取り組むべき方向が示され、各国には、平成8年（1996年）までに行動計画を策定することが求められました。
- 平成12年（2000年）には国連特別総会「女性2000年会議」が、平成17年（2005年）には「国連婦人の地位委員会」がニューヨーク国連本部で開催され、男女共同参画の推進は国際的な流れとなっています。

(2) 日本の動き

- 日本では、世界女性会議を受け、昭和52年（1977年）の「国内行動計画」策定から取り組みが始まり、世界女性会議の採択内容に応じ、行動計画を策定・改訂してきました。
- 昭和60年には、男女雇用機会均等法の制定、国民年金法改正などの法律、制度面の整備を進め、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に批准するとともに、昭和62年には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。
- 平成6年には、総理府に男女共同参画室と男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置するなど、推進体制を整備しました。
- 平成7年の第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」を受け、平成8年（1996年）12月に「男女共同参画2000年プラン」を策定するとともに、平成11年（1999年）4月1日には、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」の改正を行いました。
- さらに、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために「男女共同参画社会基本法」（注1）が制定され、男女共同参画社会の実現は我が国の最重要課題として位置付けられています。
- 平成13年には、省庁再編により「内閣府」が設置され、その中に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置されました。

（注1）男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために、平成11年6月に制定された法律。翌平成12年施行。

(3) 岩手県の動き

- 岩手県においては、昭和 54 年 4 月に企画調整部に青少年婦人課を設置（平成 5 年に青少年女性課に改称）し、女性施策を総合的に推進する体制を整備しました。
- 昭和 63 年には 2000 年に向けた岩手県における女性施策を推進するための基本指針となる「新岩手の婦人対策の方向」を策定しました。
- 平成 4 年 3 月には国の「新国内行動計画」改定（平成 3 年）及び「第三次岩手県総合発展計画」策定を受けて、男女共同参画型社会の形成を目指した「いわて女性さわやかプラン」を策定するとともに、平成 8 年 3 月には、同プランの後期における具体的施策を策定し、これに基づく諸施策を推進しました。
- 平成 12 年 3 月には、21 世紀初頭を展望した総合的な計画として、「いわて男女共同参画プラン」を策定しました。
- 平成 17 年 7 月には、これまでの取り組みを評価・総括して改訂し「いわて男女共同参画プラン（改訂版）」を策定しました。

(4) 岩手町の動き

- 昭和 51 年に、女性 7 団体による「岩手町婦人団体連絡会議」（平成 8 年に女性団体連絡会議に名称変更）が設立され、昭和 62 年から「女性リーダー研修」や各種女性講座、海外派遣研修事業に参加するなど、女性の社会参加に対する意識啓発を促進してきました。
- 町においては、平成 13 年 3 月に策定した「岩手町総合発展計画」における施策の大綱「町民と共につくるまちづくり」の中で、男女共同参画型の社会づくりを目指してプラン策定の施策を提示しました。
- また、平成 18 年 4 月に企画商工課企画協働係に男女共同参画担当を置き、平成 21 年 7 月に公募委員を含む「岩手町男女共同参画プラン策定検討委員会」を設置し、「いわてまち男女共同参画プラン」の策定を開始しました。
さらに、翌年 2 月には、住民や企業の意見を取り入れるため「岩手町男女共同参画プラン策定会議」を設置し協議検討を行いました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

岩手町は、男女が共に意見を尊重し、共に支え合い、共に生き生きと暮らせるまちづくりを基本理念とし、岩手町型の男女共同参画社会を実現するために、基本的な考え方、行動目標を掲げ、よりよいまちづくりを目指します。

2 基本目標

- (1) 基本目標1 <<人権の尊重>>
共に、思いやり、認め合う社会をつくろう
- (2) 基本目標2 <<家庭での推進>>
共に、協力し合い、明るい家庭をつくろう
- (3) 基本目標3 <<地域での推進>>
共に、暮らしやすい地域をつくろう
- (4) 基本目標4 <<労働の場での推進>>
共に、働きやすい職場をつくろう
- (5) 基本目標5 <<政策方針決定の場での推進>>
共に、自分の能力を発揮できる環境をつくろう

3 計画の性格

住民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現を自らのこととして考え、家庭・地域・労働の場、社会等において取り組む際の、また、各種団体や民間企業が、自主的な活動や事業に取り組む際の基本方針としての性格を併せ持つものです。

4 計画の期間

平成22年度（2010年度）から、平成26年度（2014年度）までの5年間

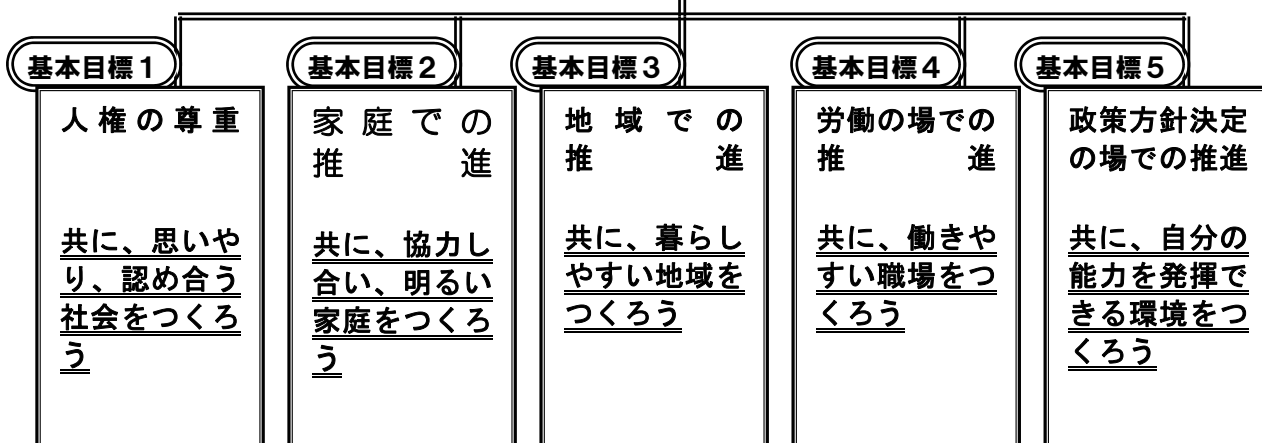
プランの進捗状況を定期的に評価し、社会情勢や住民のニーズ等を勘案しながら、必要に応じプランの見直しを行います。

基本理念

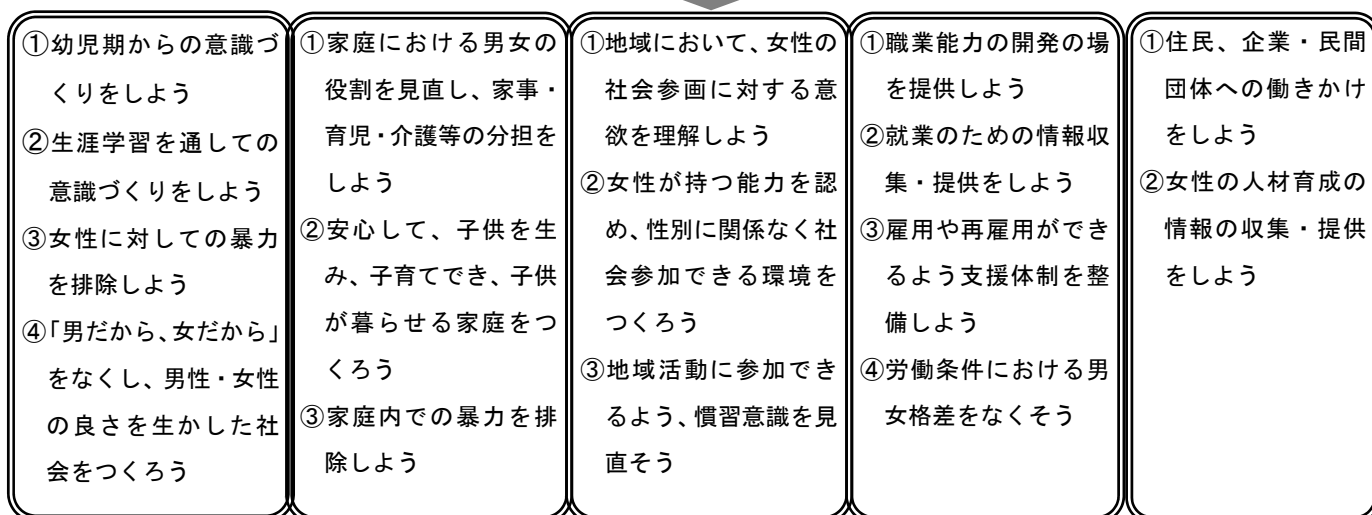
男女が 共に意見を尊重する

共に支え合う

共に生き生きと暮らせる



【今後の方向性】



あなたとわたし 共に育む

共に、思いやり、認め合う 社会をつくろう

【現状と課題】

- 男女平等は日本国憲法で、性別により差別されないとうたわれています。しかし、現実には、家庭、地域、職場などの様々な場において男女の格差が見られるなど、事実上平等に至っていないのが現状です。
- 平成21年に町が行った「男女共同参画社会に関する意識調査」では、「女性の人権が尊重されているか」という問いに「思う」と答えた人は約30%にとどまっています。【表1】
- また、「男女の地位が平等」と感じている人は13%しかありません。中でも職場や社会通念・しきたりなどで平等でないと感じている人の割合が多くなっています。【表2】【表3】
- このように、無意識のうちに長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害となっています。社会的、文化的に形成された性差が、子供の個性を伸ばす妨げとなり、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つになっています。このため、家庭、学校、地域において、性別に関わりなく「共に、思いやり、認め合う」意識をもつことが大切です。

【表1】 女性の人権が尊重されていると思いますか (単位：%)

項 目	男	女	平均
1 思う	46.4	19.9	30.6
2 思わない	12.5	26.5	20.9
3 どちらともいえない	34.8	46.4	41.7
4 無回答	6.3	7.2	6.8

【表2】 男女の地位は平等になっていると思いますか (単位：%)

項 目	男	女	平均
1 思う	21.4	7.2	12.9
2 思わない	40.2	53.0	47.8
3 どちらともいえない	32.1	34.3	33.5
4 無回答	6.3	5.4	5.8

【表3】 どこが平等になっていないと思いますか (単位：%)

項 目	男	女	平均
1 社会通念、習慣、しきたりなど	32.5	28.0	29.6
2 職場のなかで	28.9	29.9	29.6
3 家庭のなかで	13.3	16.5	15.4
4 地域社会のなかで	13.3	12.8	13.0

【今後の方向性】

- ① 幼児期からの男女平等の意識づくりをしよう
- ② 生涯学習を通しての男女共同参画社会の意識づくりを推進しよう
- ③ 女性に対しての暴力を排除しよう
- ④ 「男だから、女だから」をなくし、男性・女性の良さを生かした社会をつくろう

無意識のうちに社会的、文化的に形成された性差（ジェンダー）（注1）が、子どもの個性を伸ばす妨げとなり、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな原因の一つに挙げられます。このため、家庭や学校において、性別に関わりなく、子どもの特性を生かした、自立の意識を育てていく教育が必要となります。

幼児期からの家庭のしつけや学校教育の場で、性別に関わりなくお互いの意志を尊重し、理解し合える男女の意識を育てることが必要です。

【表4】「男らしさ、女らしさ」は必要だと思いますか （単位：％）

項 目	男	女	平均
1 必要である	68.8	73.5	71.6
2 必要でない	1.8	4.8	3.6
3 どちらともいえない	24.1	17.5	20.1
4 無回答	5.4	4.2	4.7

【町の主な取り組み】

施 策 の 内 容	担 当 課
出前講座の開催による意識啓発	教育委員会
意識啓発セミナー等の参加者への支援、 情報誌の配布	企画商工課

（注1） 本来の生物学的な性別ではなく、「男だから女だから」といった、社会的、文化的「男・女はこうあるべき」としてつくられた性差のこと。

共に、協力し合い、明るい 家庭をつくろう

【現状と課題】

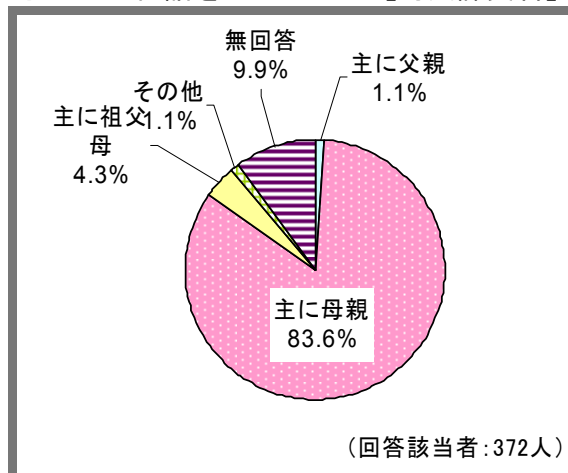
- 岩手町は、人口の流出が続き、少子高齢化や核家族化が進行しています。
- 家庭における意識調査では、家事の分担は、総じて「妻」の占めるウェイトが高くなっています。
「男性も女性も同じく家事をした方がよい」と「手伝った方がよい」という意識を持つ人が大半を占めていますが、実行が伴っていない状況です。【表5】
家事・育児・高齢者の介護等の多くは、女性が担うという昔からの社会通念、慣習、しきたり等を改めることも必要です。
- また、子供の世話は、主に母親が 83.6%、父親は 1.1%【図1】と父親がほとんど参画していない状況となっています。母親が仕事や社会参加するためには、父親の協力が必要です。

【表5】家事役割分担について、どう思いますか

(単位：%)

項目	男	女	平均
1 男性も女性も同じく家事をする方がよい	45.5	45.8	45.7
2 女性が家事を行い男性は手伝う程度	42.9	42.8	42.8
3 女性が家事をした方がよい	4.5	1.2	2.5
4 無回答	1.8	1.2	1.4
5 その他	5.3	10.2	4.3

【図1】主に子どもの世話をしている人【町民課資料】



資料：就学前児童用アンケート調査
(H21年3月調査)

【今後の方向性】

- | |
|--|
| ① 家庭における男女の役割を見直し、家事・育児・介護等の分担をしよう |
| ② 安心して、子供を生み、子育てでき、子供が暮らせる家庭をつくろう
・母子の健康の対応
・子育て支援 |
| ③ 家庭内での暴力を排除しよう |

女性の社会参画に対する意欲が高まりつつある今、家事・育児・介護を協力・分担することにより、社会参画と家庭の両立ができるよう、共に支え合う家庭づくりが必要です。

また、女性に対する暴力は、女性の生活に不安と恐怖を与え自立や活動を妨げるものです。暴力に対する問題意識の啓発や実態把握、被害者の保護、支援が求められます。

【町の主な取り組み】

施策の内容	担当課
意識の啓蒙・普及セミナーの開催	教育委員会、中央公民館、企画商工課
パパママ教室の開催（子育て支援事業）	町民課、健康福祉課
介護の知識・技術指導教室の開催	健康福祉課

共に、暮らしやすい 地域をつくろう

【現状と課題】

- 地域には、コミュニティ活動を行う自治振興会があります。地域によっては、老若男女総勢で活動に参加しているところもありますが、多くは若い世代や女性の参加が少ないのが現状です。特に、地域活動の計画や実行は男性が主として担っているのがほとんどです。
- また、女性は「サークル・グループ活動」には参加しているが、「地域活動は男性が参加する」という古くからの慣習が残っている地域もあり、女性の参加率が低い現状にあります。【表6】
- このため、住民一人ひとりの意見を地域活動に反映しようとする意識の醸成や、若者・女性を含めた人材育成も求められます。
地域活動、PTA活動、各種講座などに参加できるようにするためには、自由な時間が必要であり、地域の理解、家族の理解が必要不可欠となります。

【表6】 仕事以外に何の活動に参加していますか (単位：%)

項 目	男	女	平均
1 サークル・グループ活動	20.5	21.1	20.9
2 ボランティア活動	6.3	6.0	6.1
3 PTA活動	3.6	11.4	8.3
4 地域活動（町内会、自治会など）	26.8	6.0	14.4
5 何も参加していない	35.7	44.6	41.0
6 その他	2.7	6.0	2.2
7 無回答	4.5	4.8	4.7

【今後の方向性】

- ① 地域において、女性の社会参画に対する意欲を理解しよう
- ② 女性が持つ能力を認め、性別に関係なく社会参加できる環境をつくろう
- ③ 地域活動に参加できるよう、慣習意識を見直そう

地域などにおいて、男女共同参画に向けた意識を育むことができるよう公民館等の社会教育施設において、講座の開設や学習機会の提供、それを支援する指導者の養成を行う必要があります。

また、青少年の育成についても、家庭だけでは足りない部分を地域や学校と連携して取り組んでいくことが大切であり、安心して安全な環境づくりが重要となります。

【表 7】女性が社会活動に参加するためには、何が必要と思いますか （単位：％）

項 目	男	女	平均
1 夫や家族の理解と協力	43.3	38.7	40.6
2 地域の理解	10.0	8.5	9.1
3 託児所やホームヘルパー制度等を整えること	24.4	22.5	23.3
4 女性自身が社会活動にもっと関心と意欲を持つこと	17.8	25.8	22.6
5 その他	1.7	2.2	2.0
6 無回答	12.5	8.1	9.6

【町の主な取り組み】

施 策 の 内 容	担 当 課
生涯学習の推進	教育委員会 中央公民館
出前講座の開催	教育委員会

共に、働きやすい職場をつくろう

【現状と課題】

- 女性は結婚や出産、家族の介護等で退職を余儀なくされていることが多く見受けられます。中途退職した女性の再就職は難しく、職種も限定されます。【表8】
- また、女性は「中途退職、出産・育児休暇」するというイメージが強く、性別によって採用が決定されるなど、能力があっても十分生かされないこともあります。
- 意識調査では、「職業を持っている理由」の問いに「生計を維持」の次に「自分の能力、技術、資格を生かしたい」と回答した女性が多く、就業に対する女性の意識が高まってきていることが分かります。【表9】

【表8】女性が働きやすい職場だと思うか

(単位：%)

項目	男	女	平均
1 大変働きやすい状況にあると思う	1.8	1.8	1.8
2 ある程度働きやすい状況にあると思う	3.6	1.2	2.2
3 働きやすい状況にあるとは思わない	37.5	36.7	37.1
4 どちらともいえない	42.0	46.4	44.6
5 無回答	15.2	13.9	14.4

【表9】現在、職業を持っている主な理由は何ですか

(単位：%)

項目	男	女	全体
1 自分の能力、技術、資格を生かしたいから	13.0	12.2	12.3
2 仕事が好きだから	4.3	5.6	5.5
3 自分で自分に使えるお金を得るため	8.7	13.1	12.7
4 生計を維持するため	43.5	35.2	36.0
5 将来に備えて貯蓄するため	13.0	9.4	9.7
6 家業だから	8.7	7.0	7.2
7 一度退職すると、退職前の条件での再就職が難しいから	8.7	6.1	6.4
8 生きがいを得るため	0.0	9.4	8.5
9 その他	0.0	1.9	1.7

【今後の方向性】

- | |
|---|
| ① 職業能力の開発の場を提供しよう |
| ② 就業のための様々な情報を収集し、必要に応じて提供しよう |
| ③ 企業と連携を密にし、性別にとらわれない雇用や再雇用ができるよう支援体制を整備しよう |
| ④ 労働条件における男女格差をなくそう |
| ⑤ 職場における男女差別を解消しよう |

女性の就業意識が高まっている今、職業能力開発の場の提供や就業情報の提供を図るとともに再雇用制度等の確立を推進し、女性があらゆる職場で充分能力が発揮できるよう、就業機会を拡大していく必要があります。

また、雇用の場における性差の解消や女性の研修機会の確保などを促進するなど、職場における男女の意識改革が必要です。

【町の主な取り組み】

施策の内容	担当課
企業・各種団体への労働環境の改善の働きかけ	企画商工課
保育所等、介護施設等の充実	町民課、健康福祉課
職業能力開発研修の参加者への支援	企画商工課

共に 自分の能力を発揮できる 環境をつくろう

【現状と課題】

- さまざまな政策方針決定の過程において、女性の参画が進んでいないのが現状です。
たとえば、町の女性農業委員は、4名と県内でもトップですが、審議会における女性の割合は20%で、県の審議会の女性委員割合（平均）28%を下回っており、女性の参画は、まだ十分に進んでいるとは言えません。
- 男女の協力関係において、男女共同参画社会を目指していくには、政策・方針決定の場により多くの女性が参画していくことが課題となります。
男性中心になっている社会に対する考えを改めるため、女性視点での意見を反映させることが大切です。
- しかし、登用できる、登用したい女性人材の情報や人材育成等が不足していることも現状の課題の一つです。
- 意識調査で、男女が平等になるためには、「男性・女性の意識や技術の向上」、「社会的なしきたりや習慣の改善」などが挙げられており、女性自身が社会参画にもっと関心と意欲をもつことも必要です。【表10】、【表11】

【表10】 男女共同社会の実現に関心がありますか (単位:%)

項目	男	女	平均
1 関心がある	67.0	60.8	63.4
2 関心がない	32.1	33.1	32.6
3 無回答	0.9	6.1	4.0

【表11】 男女が平等になるために、重要と思われることは何ですか (単位:%)

項目	男	女	平均
1 男性・女性の意識や技術の向上	29.6	21.7	25.0
2 女性の労働の正しい評価	12.6	11.4	11.9
3 社会的なしきたりや習慣の改善	20.4	20.4	20.4
4 法律や制度等の改善	5.3	10.7	8.5
5 その他	33.0	41.2	37.8
6 無回答	4.4	5.4	5.0

【今後の方向性】

- | |
|------------------------|
| ① 住民、企業・民間団体への働きかけをしよう |
| ② 女性の人材育成の情報の収集・提供をしよう |

女性の社会参画を進めるためには、町の事業を行うことにおいても、企業・民間団体においても、女性の政策・方針決定の場への参画を働きかける必要があります。

女性自身も主体的にさまざまな講座に参加し課題に取り組み、潜在能力の開発等が求められます。

また、女性の人材育成の情報の収集・提供を行うことや、指導者を育成していく必要があります。

【表 12】男女共同参画社会を実現するため必要なことは何ですか

項 目	男	女	全 体
1 男性の家事・育児への参画	10.6%	14.0%	12.6%
2 男女平等を目指した制度の制定や見直し	21.7%	14.3%	17.4%
3 女性リーダーの育成、積極的な登用	13.5%	10.6%	11.8%
4 女性の就労機会の確保、女性の職業教育や職業訓練の充実	10.1%	15.3%	13.2%
5 保育所・介護施設やサービスの充実	22.7%	24.7%	23.9%
6 学校教育や社会教育・生涯学習の場での男女平等や相互理解についての学習の充実	16.4%	14.3%	15.2%
7 その他	2.9%	4.4%	3.8%
8 無回答	1.9%	2.3%	2.2%

【町の主な取り組み】

施 策 の 内 容	担 当 課
人材育成事業の実施	中央公民館
会社・民間団体等の意識啓発の働きかけ	企画商工課
農村女性の育成・支援	農林環境課
審議会等委員への女性登用を進めるための、女性人材情報の整備及び積極的活用の推進	企画商工課

第4章 プランの推進

1 推進体制

プランを住民と共に実行していくために、推進体制を整備し、進行管理をしていきます。

(1) 住民、各種団体、企業等との連携

プランの推進を始め、各種セミナーに積極的に参加し、男女共同参画社会について学び、実践し、広めます。

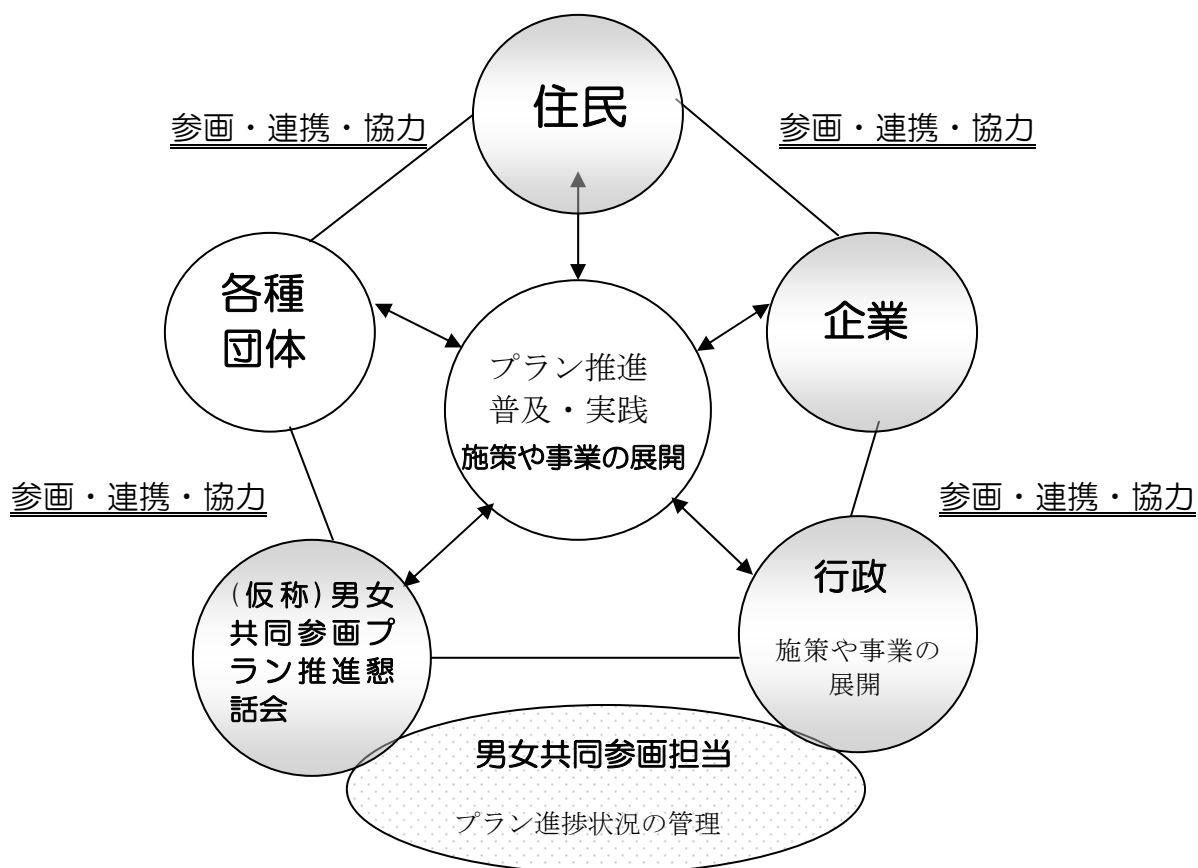
(2) (仮称)男女共同参画プラン推進懇話会との連携

男女共同参画プラン策定検討会委員会や男女共同参画プラン策定会議のメンバーを中心に、住民や町男女共同参画サポーターを交え、「(仮称)男女共同参画プラン推進懇話会」を組織し、プラン推進の中心的役割を担っていきます。

(3) 行政の役割

この計画は、行政全般にわたることから、効率的及び効果的な事業実施を行うため、庁内研修等を通し職員の意識の高揚を図るととともに、プランを実現するため、懇話会の意見を踏まえながら、施策や事業を展開していきます。

(4) 推進体制図



2 目標値一覧

基本目標	事業内容	事業目標（指標）	単位	現状値 21年度	目標値 23年度	目標値 26年度	備考
人権の 尊重	1 男女共同参画に関する意識の浸透と啓発を図るため、情報を広報等に掲載する	情報の掲載回数	回/年	—	2	3	
	2 男女共同参画に関する町職員の研修等の実施 （モデル職場となるよう努める）	参画の意義を理解している職員の割合	%	—	100	100	
		研修会等の実施回数	回/年	—	1	1	
	3 男女共同参画の視点や、人権尊重の意識浸透と啓発を行うため、各種フォーラム等へ参加する	男女共同参画に関するイベント、研修参加者数	人/年	50	60	70	
	4 成人式において男女共同参画社会の意識啓発を行う	出席者に意識啓発のチラシ等の配布の実施率	%	—	100	100	
	5 人権擁護活動を実施する （人権擁護委員による人権相談・チラシ配布等による啓発活動の実施）	人権相談実施回数	回/年	4	4	4	
6 学校保健だよりの発行する （児童・生徒や保護者に対して、男女共同参画の理解を深める教育・人権教育や性教育などの啓発を行うため、学校保健だよりを活用し行う）	情報誌発行回数	回/年	随時	4	4		
家庭での 推進	7 男女問わず子育てに関心を持つ保護者を増やすため、子育て情報誌の全戸配布を行う	情報誌発行回数	回/年	1	2	2	
	8 パパママ教室を開催する（育児支援事業として母親学級を夫婦対象の実施）	夫婦での参加率	%	60	80	80	
	9 誰でも、気軽に楽しく、料理や家事一般を学ぶことができる教室を開催する	教室の開催数	回/年	46	48	48	
	10 介護予防・健康づくり等についての知識・技術を習得させるための情報提供や学習の機会を提供する	情報誌発行回数	回/年	—	2	2	
		学習会の開催数	回/年	12	24	24	
11 相談窓口を開設する （男女間における暴力に対する相談体制と関係機関との連携体制の整備）	開設の実施率	%	100	100	100		
地域での 推進	12 岩手町女性のつどいを開催する （女性が、組織を越えて親睦を図り、男女共同参画社会の共通理解を深めるための講演会等の実施）	団体の参加率	%	30	50	50	
	13 P T Aにおける男女共同参画に関する懇談会を開催する	懇談会の開催数	回/年	—	1	1	

基本目標		事業内容	事業目標（指標）	単位	現状値 21年度	目標値 23年度	目標値 26年度	備考
地域での 推進	14	生涯学習を推進し、相互の親睦と生きがいつくりのために、活動の場と機会の提供を図る	講演会等の開催数（男女共同参画に関するテーマ事業を盛り込む）	回／年	—	1	1	
	15	地域に出向き出前講座を実施する（意識啓発）	要望による開催数の実施率	%	—	100	100	
労働の場 での推進	16	労働の場において、男女共同参画を推進する（労働経営環境の改善）	家族経営協定締結（注1）（農家数）	戸	51	63	63	
	17	延長保育を実施する（保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を越えた保育の実施）	延長保育の実施率	%	100	100	100	
	18	一時保育所を開設する（小学校就学前児童で、保育所等に入所していない児童を対象）	一時保育所数	施設数	1	1	1	
	19	休日保育所を開設する（保育所入所児童のうち、保護者が休日に仕事等で保育できない児童の保育）	休日保育所数	施設数	1	1	1	
	20	放課後児童クラブを開設する（放課後児童の健全育成のため、保護者が仕事等で放課後留守家庭の児童を放課後児童クラブでの保育）	実施施設数（公立4・私立2）	施設数	5	6	6	
	21	トワイライトステイを実施する（夜間になる場合や休日勤務の場合に、児童養護施設等で一時的に預かる）	実施施設数	施設数	—	—	1	
政策方針 決定の場 での推進	22	ショートステイを実施する（保護者が病気、事故、災害、出張等及び、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に預かる）	実施施設数	施設数	—	—	1	
	23	サポーター養成講座に参加することにより、意識を高める	男女共同参画サポーター認定者数	人	7	9	9	県事業 ～H22
	24	男女共同参画の視点から、町政において女性の意見も反映させることを図る	審議会等における女性委員の比率	%	20	22	25	
	25	住民と町長の対話を深めるとともに、男性女性誰でも参加しやすくなるよう町政懇談会の日程、内容などの見直しを図る	町政懇談会の女性の参加率	%	10	15	20	
	26	女性の人材育成事業を実施する（各種研修会の開催）	開催数	回／年	—	1	3	

（注1）経営方針や営農計画、役割分担、収益の分配、働きやすい就業条件、将来の経営委譲などを家族間で十分に話し合い、取り決めるもの。

岩手町男女共同参画プラン策定会議設置要綱

1 目的

岩手町の男女共同参画推進に関する重要事項を審議させるため、岩手町男女共同参画プラン策定会議(以下「会議」という。)を設置する。

2 検討事項

岩手町男女共同参画プランの策定に必要な事項について、審議する。

3 構成員及び運営

- (1) 委員は、学識経験者、各種団体、町内企業、住民、行政関係者、岩手町に住所を有する20歳以上の公募による者により構成し、構成員は、15人以内とする。
- (2) 会議に議長を置き、委員の互選とする。
- (3) 会議は、必要に応じて町長が招集する。
- (4) 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (5) 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 設置等の期間

会議の設置期間及び構成員の任期は、男女共同参画プラン策定までとする。

5 庶務

会議の庶務は、企画商工課において処理する。

6 補則

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

岩手町男女共同参画プラン策定検討委員会設置要綱

1 目的

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に基づき、岩手町の男女共同参画計画を策定するため、岩手町男女共同参画プラン策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 検討事項

委員会は、社会情勢及び地域の環境を調査し、住民からの意見を積極的に取り入れて、岩手町男女共同参画プランの原案を検討し作成する。

3 委員及び運営

- (1) 会議の議長は委員長とし、委員長は、企画商工課長をもって充てる。
- (2) 男女共同参画サポーター及び行政関係者により構成し、委員は、15人以内とする。
- (3) 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- (4) 委員会の検討事項は、出席者の合意により決するものとする。
- (5) 委員会において検討した事項については、課長会議に報告するものとする。

4 設置等の期間

委員会の設置期間及び委員の任期は、男女共同参画プラン策定までとする。

5 庶務

委員会の庶務は、企画商工課において処理する。

6 補則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

岩手町男女共同参画プラン策定会議委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	渡 裕 幸	町商工会青年部長	
2	千 葉 一 幸	新岩手農業協同組合理事	
3	田 中 幸	一方井保育所 保護者会	
4	佐 藤 奈美子	川口保育所 保護者会	
5	笹 渡 寿 子	北山形児童館 保護者会	
6	中 居 久美子	水堀保育所 保護者会	
7	大 宮 元	町P T A連合会会長	
8	藤 澤 恵美子	城山保育園 主任 保育士	
9	岩 崎 幸 子	町選挙管理委員会委員	
10	飯 島 二 郎	(株)飯島産業岩手工場専務取締役	
11	堀 野 司	東北住電装(株)岩手工場総務部長補佐	
12	千 葉 静 子	町農業委員	
13	圓 子 美根子	岩手町に住所を有する20歳以上の公募 による者	
14	浦 田 誠 子	岩手町に住所を有する20歳以上の公募 による者	

岩手町男女共同参画プラン策定検討委員会委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	松 本 良 子	男女共同参画サポーター	
2	水賀美 洋 子	男女共同参画サポーター	
3	高 橋 満	男女共同参画サポーター	
4	武 田 吉 孝	男女共同参画サポーター	
5	大 畑 美知子	町 民 課 子育て支援係副主幹	
6	田 中 盛 夫	健康福祉課 福祉支援係主幹	
7	藤 村 文 男	税務会計課 収納係主幹	
8	民部田 政 彦	農林環境課 農林振興係主幹	
9	川 村 祐 子	地域整備課 都市計画係副主幹	
10	工 藤 豊 彦	水道事業所 管理係主幹	
11	佐々木 登美子	教育委員会 社会教育係副主幹	
12	築 場 睦 子	総 務 課 行政係副主幹	
13	滝 川 吟 子	企画商工課 商工観光係副主幹	
14	澤 口 寿	企画商工課 課 長	(委員長)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中

立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し

閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。
(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。
(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し

要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 22 条）

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会（第 23 条—第 31 条）

第 4 章 雑則（第 32 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1）男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- （2）社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- （3）男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- （4）家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- （5）男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- （6）男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- （7）配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動を両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深

めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

住民意識調査の結果(アンケート調査)

調査概要

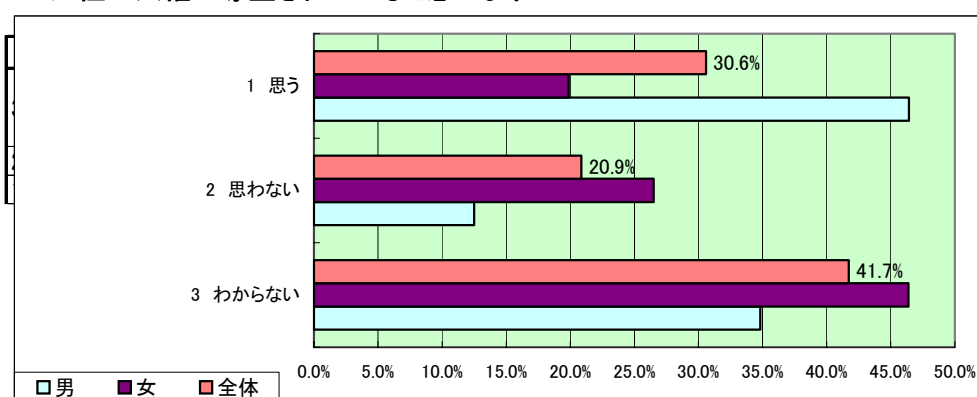
【目的】 本調査は、男女共同参画に関する町民の意識や生活実態等を把握することにより、岩手町男女共同参画プラン策定のための基礎資料とする。

【対象者】 対象者 500人 (20代、30代、40代、50代、60代の男女50人他)

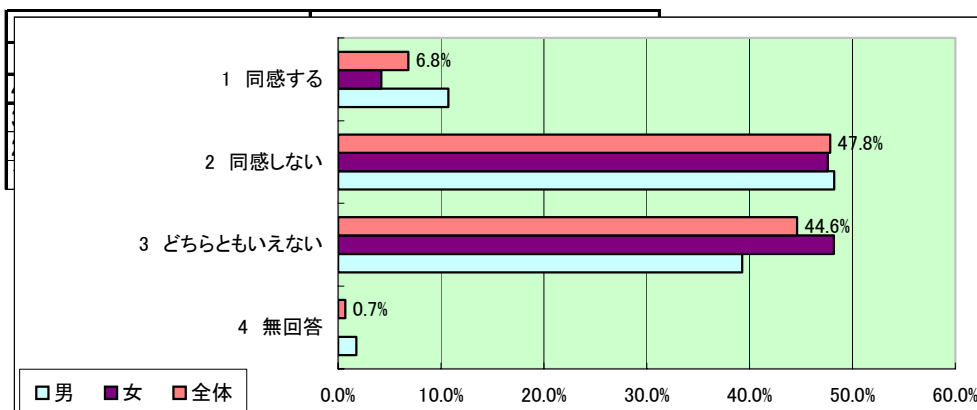
【調査時期】 平成21年8月

【回収状況】 283人(回収率56.6%)

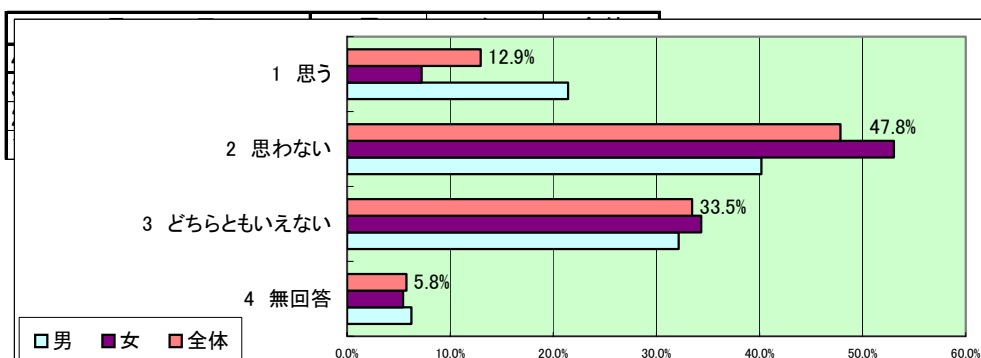
1 女性の人権が尊重されていると思いますか



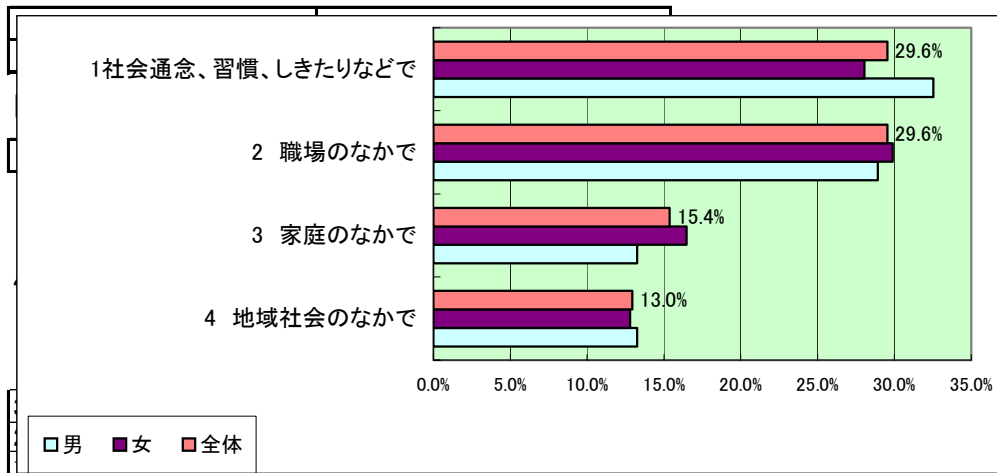
2 「男は仕事、女は家庭」についてどう思いますか



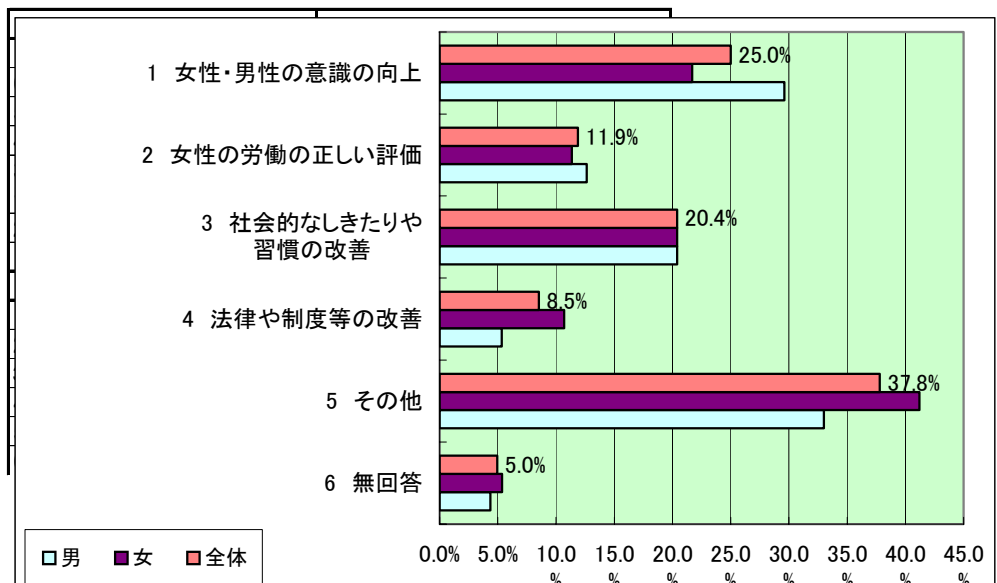
3 男女の地位が平等になっていると思いますか



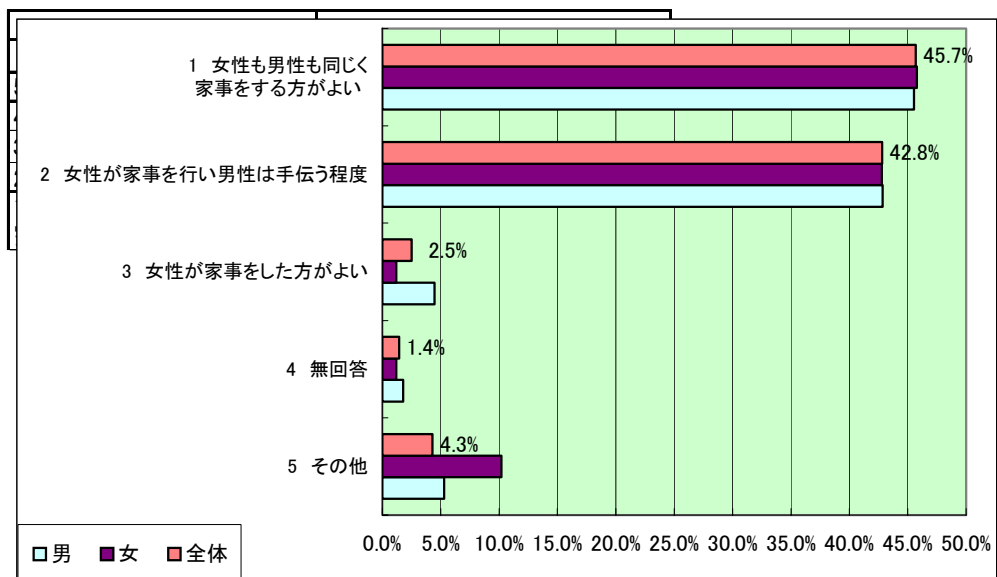
4 どこが平等になっていないと思いますか



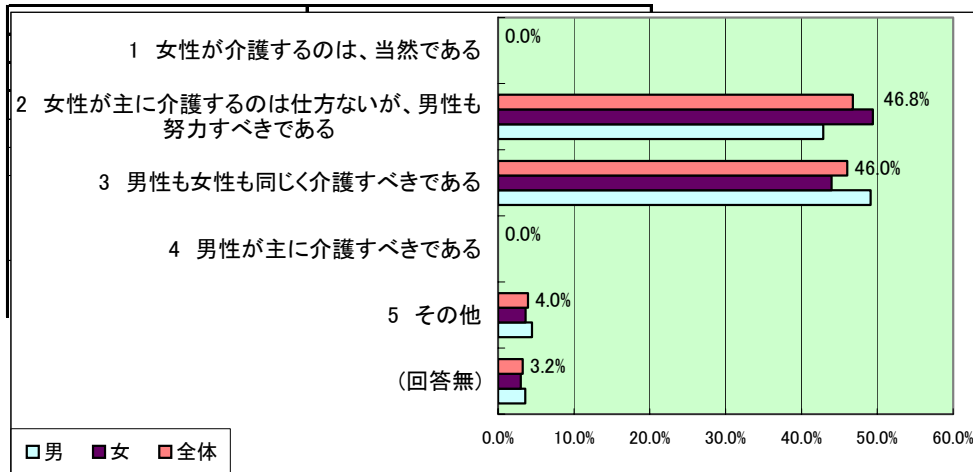
5 男女が平等になるために、重要と思われることは何だと思えますか



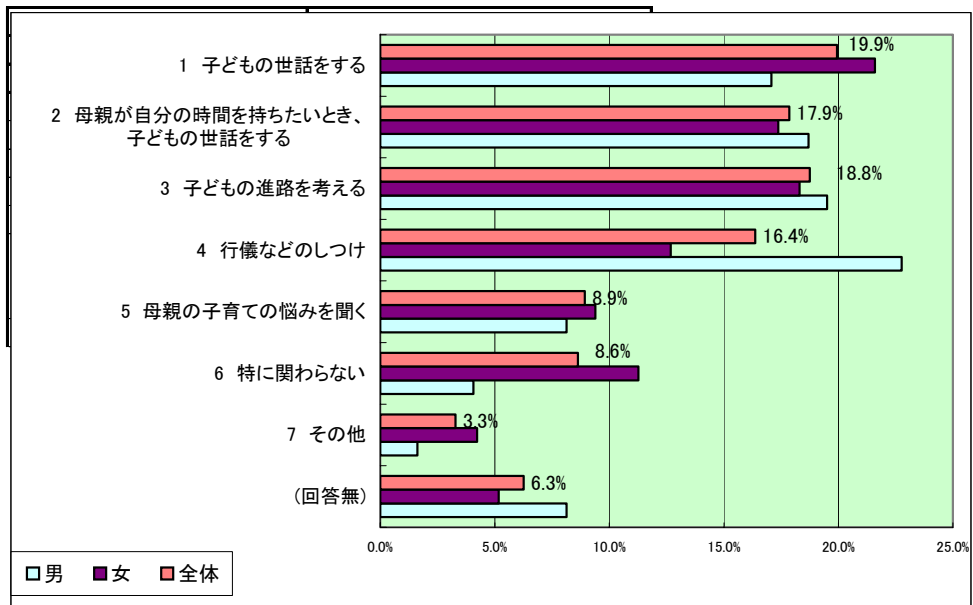
6 家事の役割分担について、どう思いますか



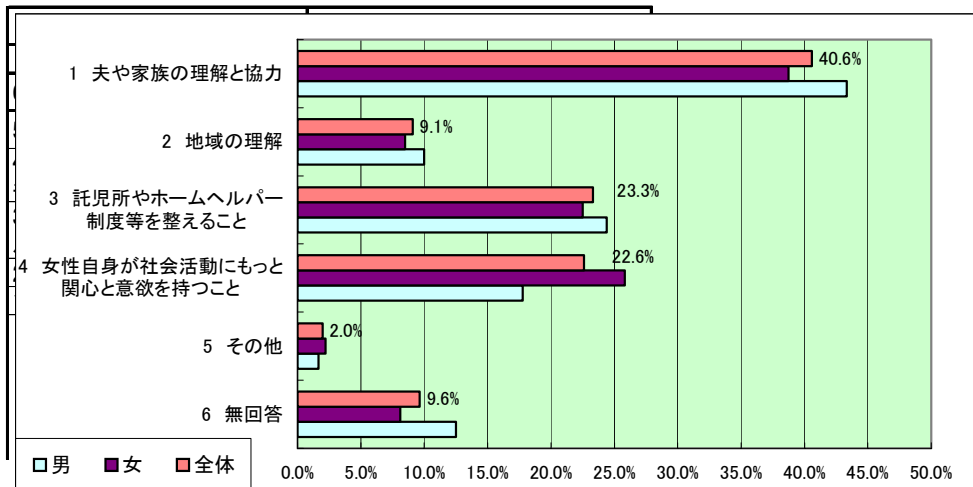
7 家族が寝たきりになった時の介護は、だれがした方がよいと思いますか



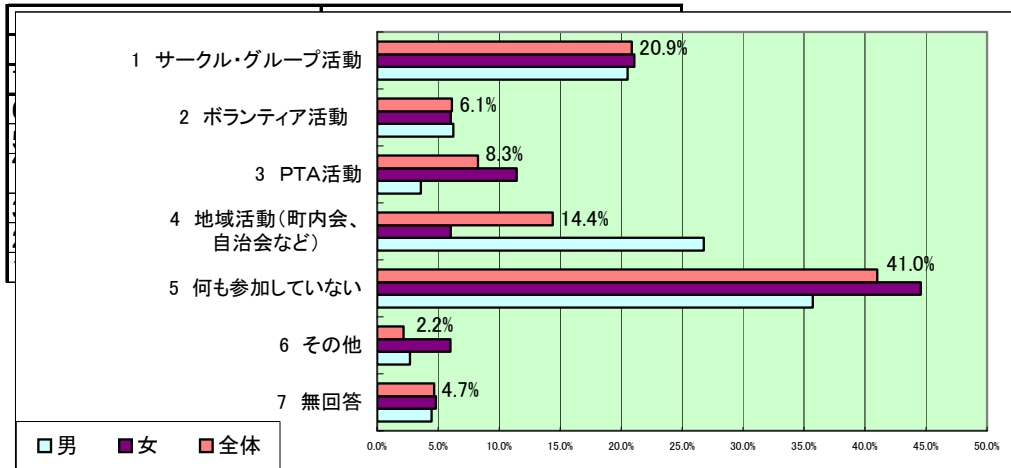
8 あなたの家庭では父親が子育てにどのように関わっていますか



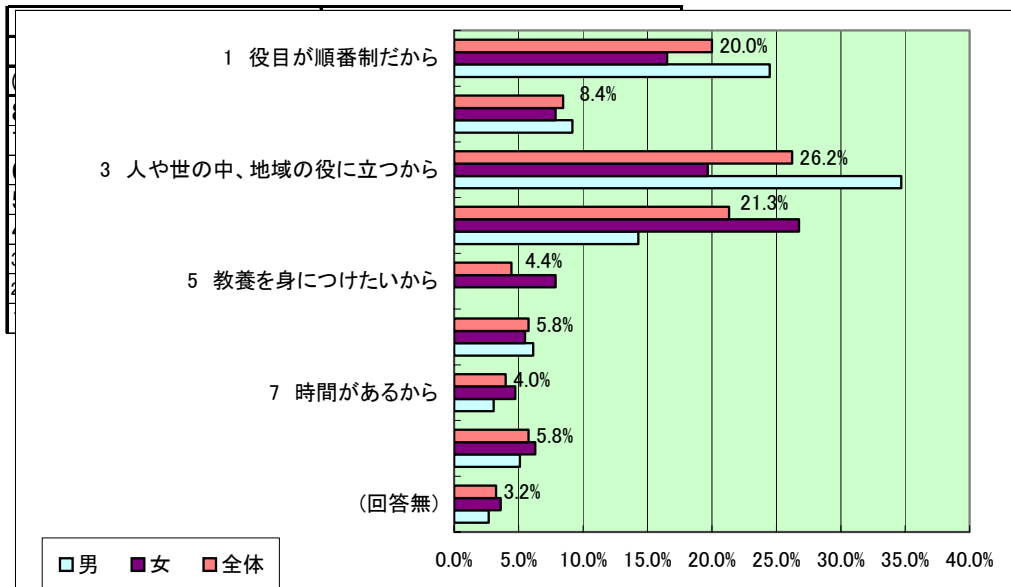
9 女性が社会活動に参加するためには、何が必要と思いますか



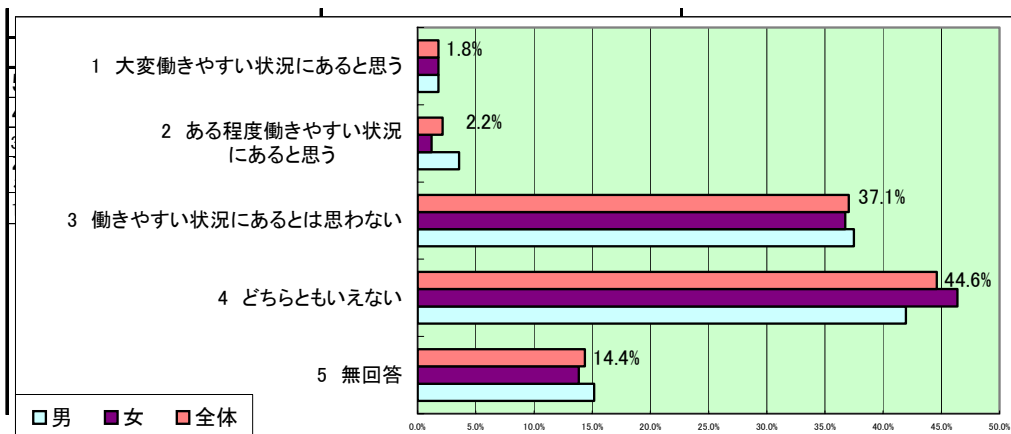
10 仕事以外に何か活動をしていますか



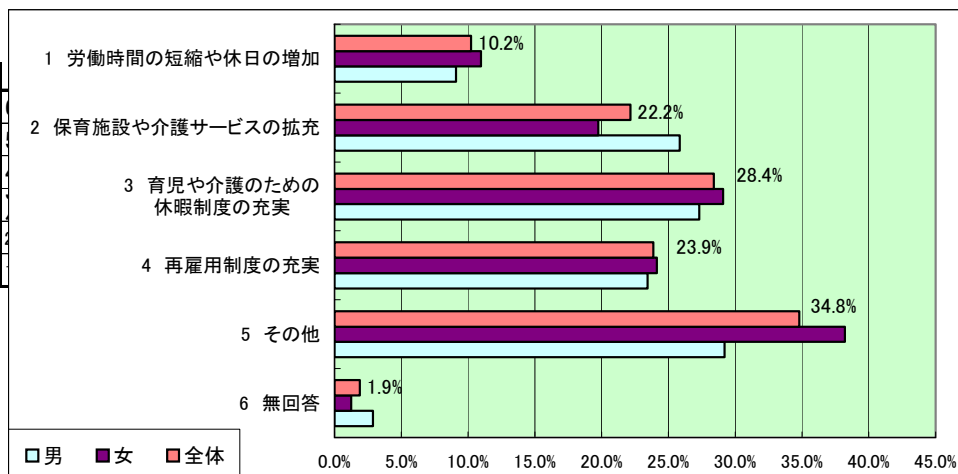
11 活動に参加しているのは、どのような理由ですか



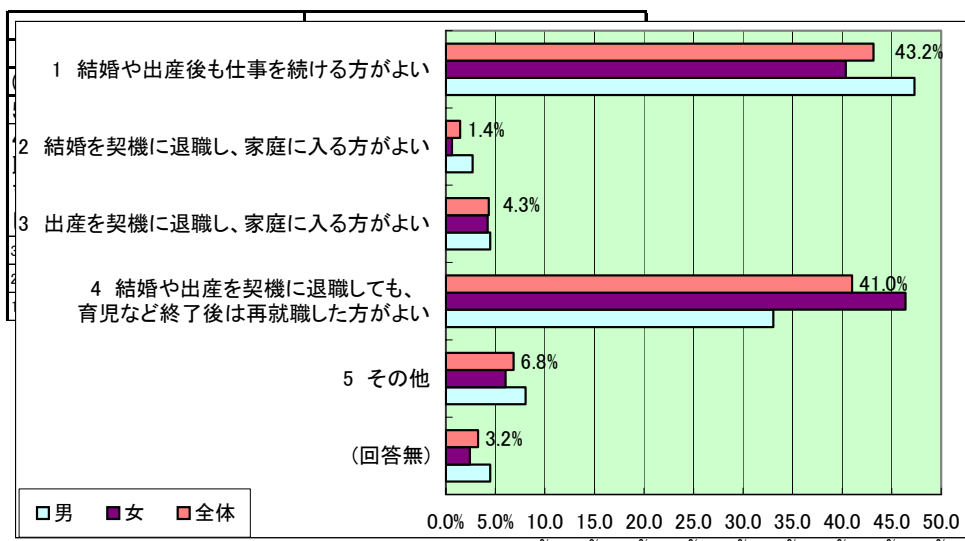
12 女性が働きやすい状況にあると思いますか



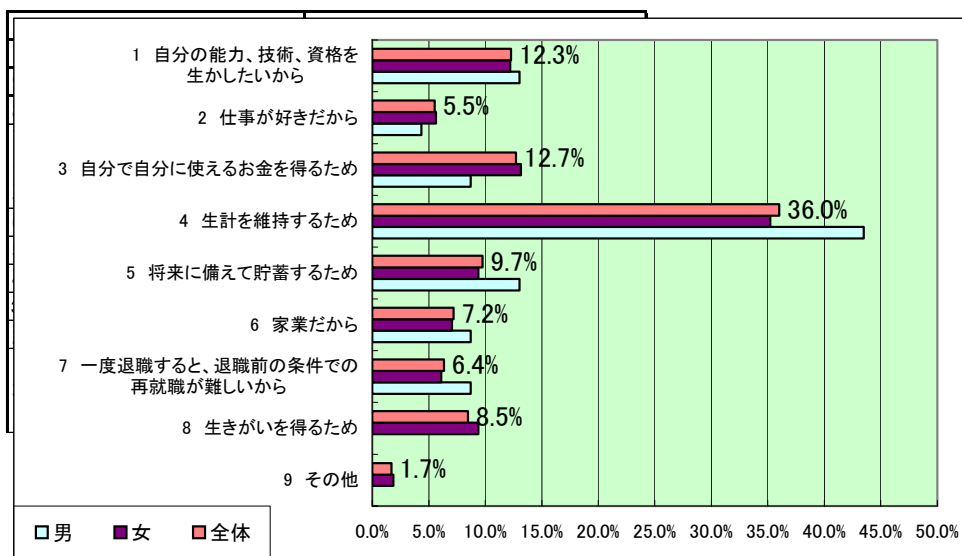
13 女性が働きやすくするためには、何が必要だと思いますか



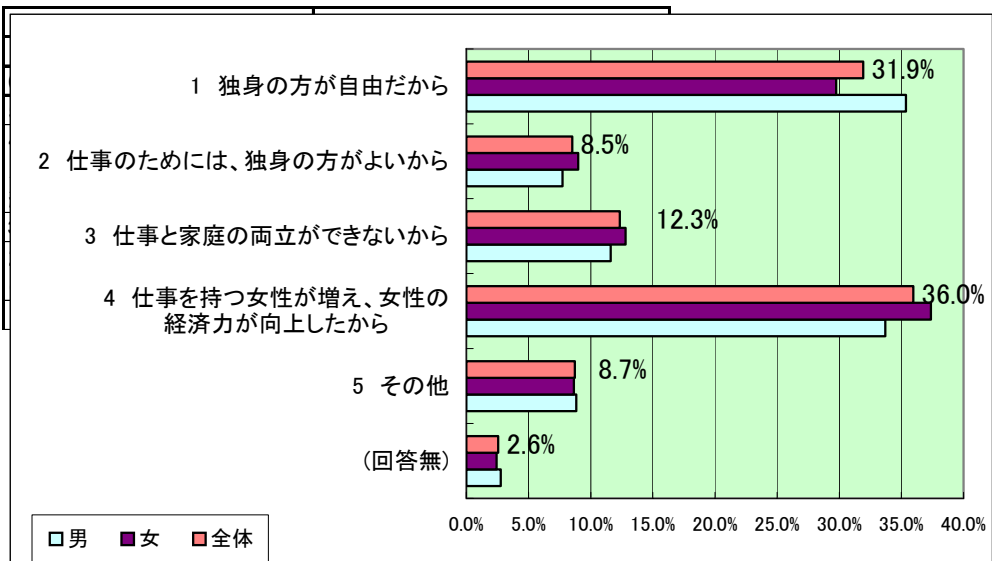
14 女性が職業を持つことについてどう思いますか



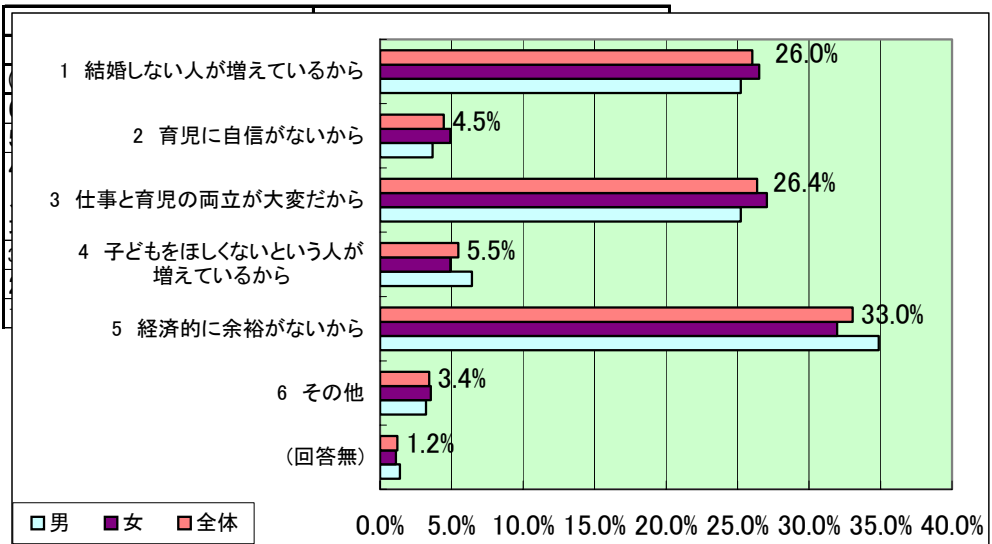
15 現在、職業を持っている主な理由は何ですか



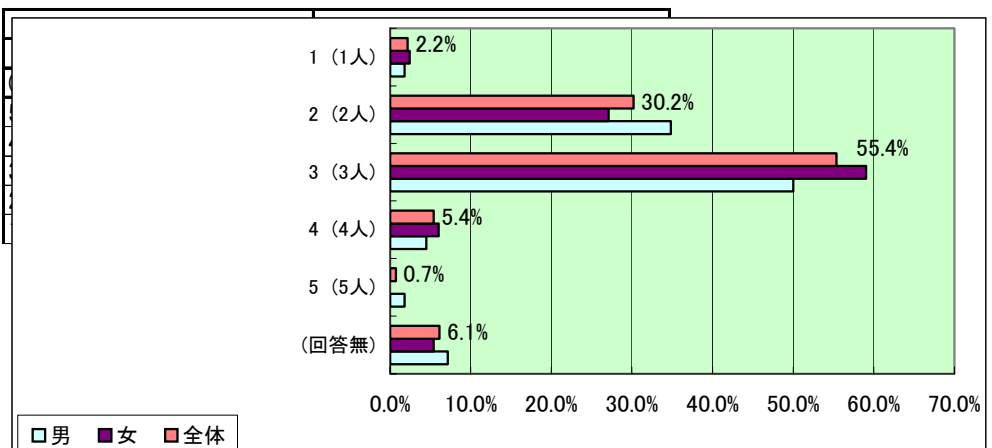
16 近年結婚年齢が上がっている理由は何だと思いますか



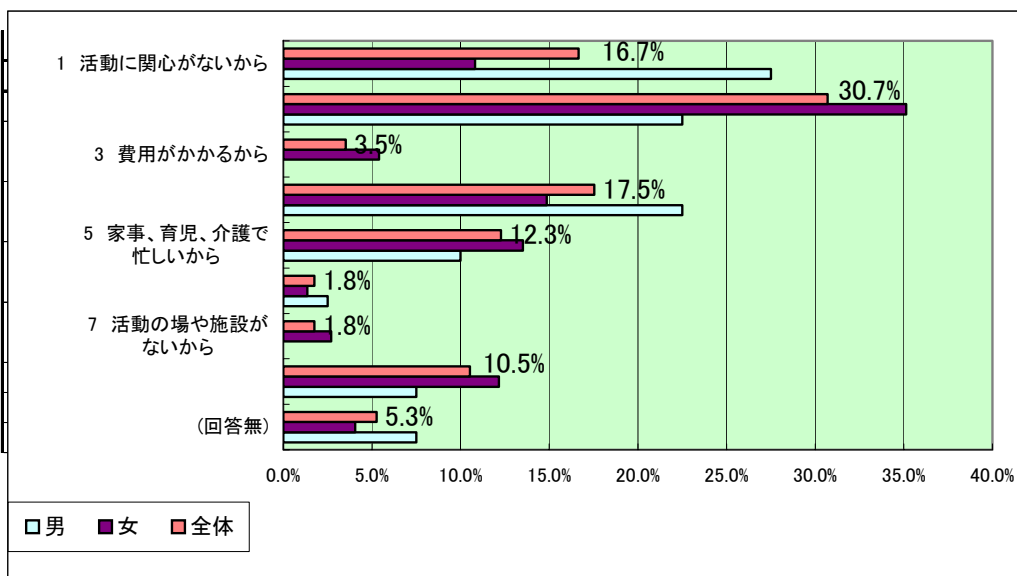
17 最近、少子化が進んでいますが、その理由は何だと思いますか



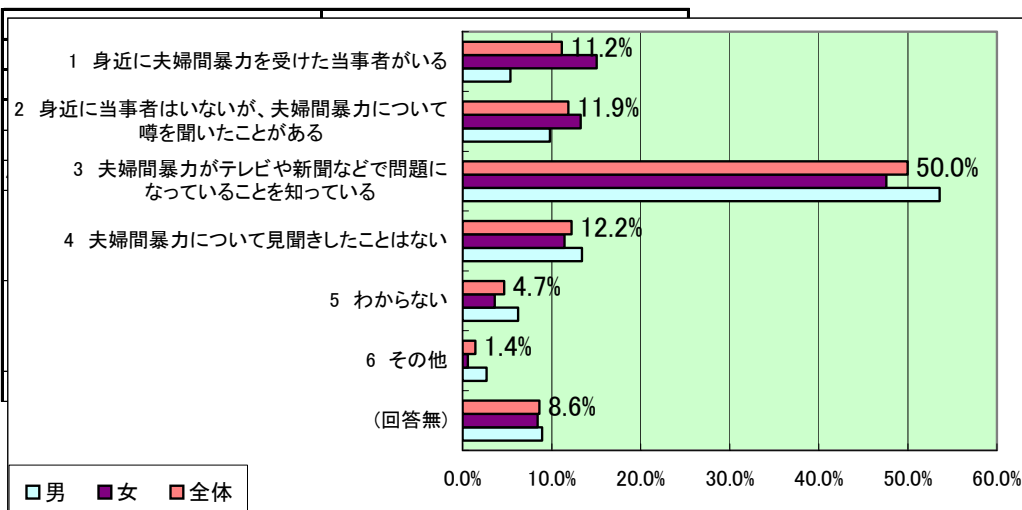
18 あなたにとって理想的な子どもの数は何人ですか



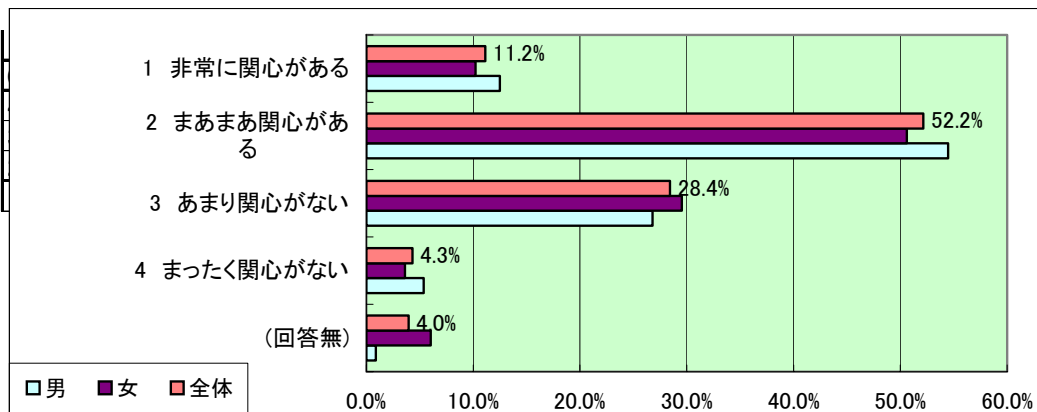
19 活動に参加していない理由は何ですか



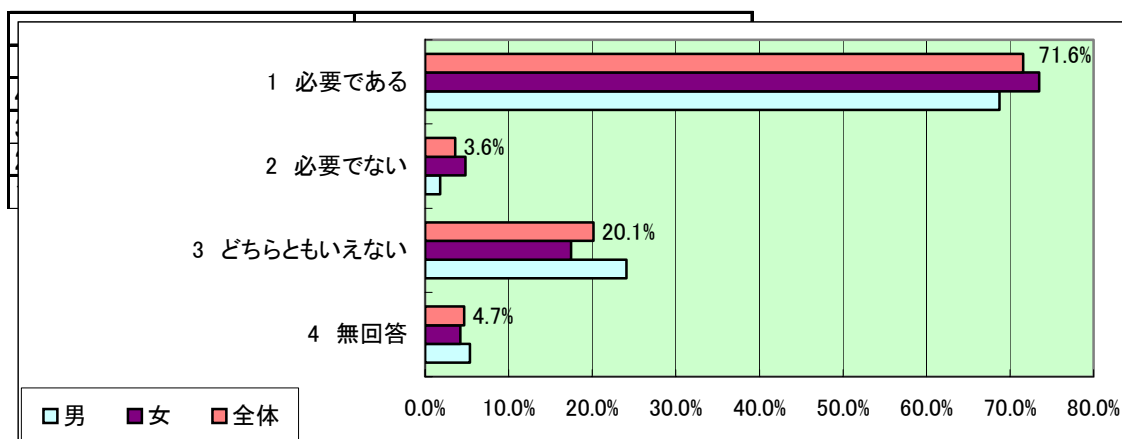
20 夫から妻への暴力(言葉の暴力、精神的、経済的暴力等)を身近で見聞きしたことがありますか



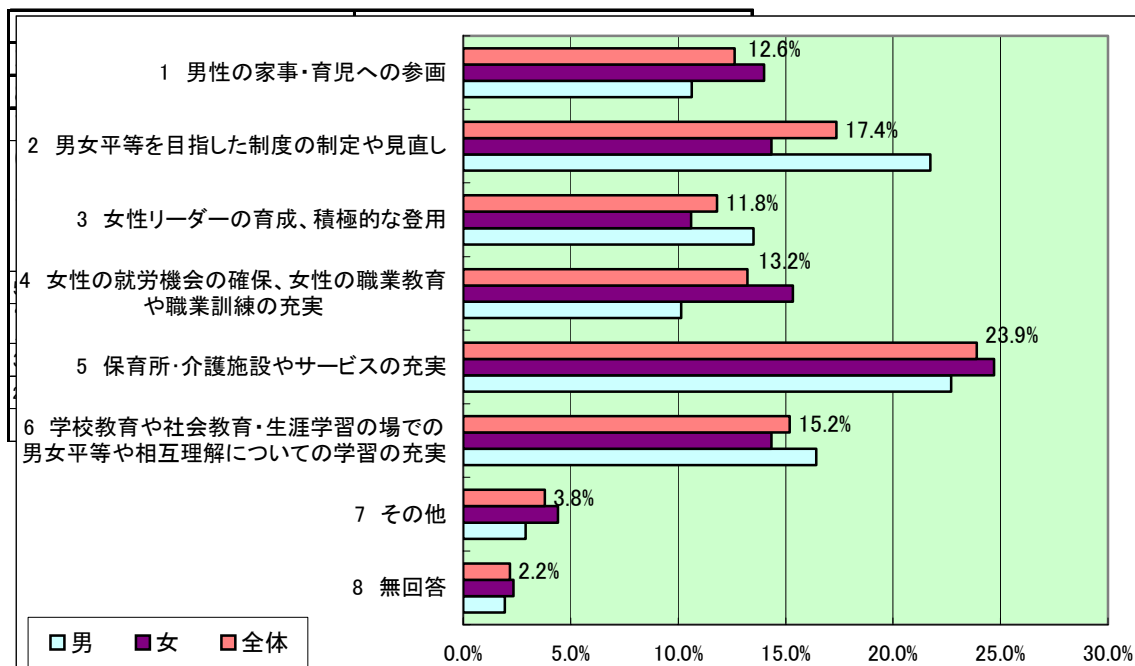
21 男女共同参画社会の実現について関心がありますか



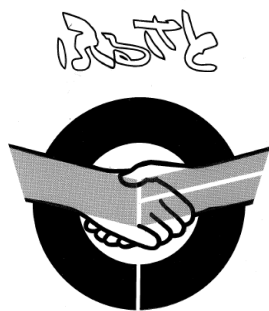
22 「男らしさ」「女らしさ」ということについてどう思いますか



23 男女共同参画社会を実現するため必要なことは何だと思えますか



表紙・裏表紙イラスト
武 田 吉 孝



いわてまち男女共同参画プラン
あなたとわたし 共に育む
平成 22 年 3 月発行

岩手町企画商工課

〒028-4395

岩手県岩手郡岩手町大字五日市10-44

TEL 0195-62-2111(代表)

FAX 0195-62-2073

URL <http://www.town.iwate.iwate.jp/>